

札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (2020/6/1 版)

1. 目的

札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染症の予防・対策を徹底し、教職員及び学生の健康を確保しつつ、安心して学生が学修し、教職員が学修支援をすることができる環境を整備し維持する。

2. 危機管理委員会の役割

- 危機管理委員会は定期的に開催し、次の内容については全教職員に速やかに周知する。また、緊急な対策については学生に緊急メール、掲示板等で周知する。
- 1) わが国、北海道及び札幌市の感染状況に関する情報を収集する。
 - 2) 学生の欠席状況の把握と分析を行う。
 - 3) 教職員の勤務状況の把握と分析を行う。
 - 4) 新型コロナウイルス感染症予防を立案し推進する。

3. 新型コロナウイルス感染症の予防教育の徹底

- 1) 新入生、在学生ガイダンスにおいて感染症予防教育を行う。
- 2) 専任教員は授業等を通して、感染予防の指導を行う。
- 3) 教職員は、学生及び外部来訪者等に対し、適切な予防行動を指導する。
- 4) 危機管理委員会は、定期的あるいは緊急を要すると判断した場合は、危機管理委員長名で感染予防の注意喚起又は再教育を実施する。

4. 新型コロナウイルス感染症の予防環境づくり

- 1) 入校時等のアルコール手指消毒、トイレ使用後の正しい手洗いを徹底する。
- 2) 講義室の座席指定と、帰宅時の机と椅子のアルコール消毒を実施する。
- 3) ラウンジの使用人数の制限、座席配置及び近距離での会話・発声の禁止を徹底する。
- 4) 演習室は授業以外での使用を禁止する。
- 5) 定期的な換気を実施する。
- 6) 学内外でのマスク着用を徹底する。
- 7) 公共交通機関及び通学バス内での会話・発声の禁止を徹底する。
- 8) 諸外国への渡航禁止、都府県への不要不急の旅行（出張含む）の自粛を徹底する。
- 9) 三つの密（「密閉空間」、「密集場所」及び「密接場面」）のいずれかに係るイベント、会合への参加自粛を徹底する。
- 10) アルバイト自体を禁止するものではないが、三つの密のいずれかに係るアルバイトの禁止を徹底する。

※三つの密となりうるアルバイト例：

換気が悪いまたは接待を伴う飲食店、遊興施設、スポーツクラブ、マスク着用のできないアルバイト全般

5. 新型コロナウイルス感染症の発生時の対応

- 1) 教職員又は学生が感染した場合は、「新型コロナウイルス感染防止に向けた対応(別冊)P. 12」のとおり対応する。
- 2) 教職員又は学生が、濃厚接触者となった場合は、「新型コロナウイルス感染防止に向けた対応(別冊) P. 15」のとおり対応する。
- 3) 学長は、緊急に危機管理委員会を開催し、保健所等との相談の上、「危機管理基準(別表)」(以下「別表」という)に基づいて対応し、直ちに教職員(非常勤講師含む)及び学生に周知するとともに、速やかに実習施設に連絡する。
- 4) 必要な事項を文部科学省に報告する。

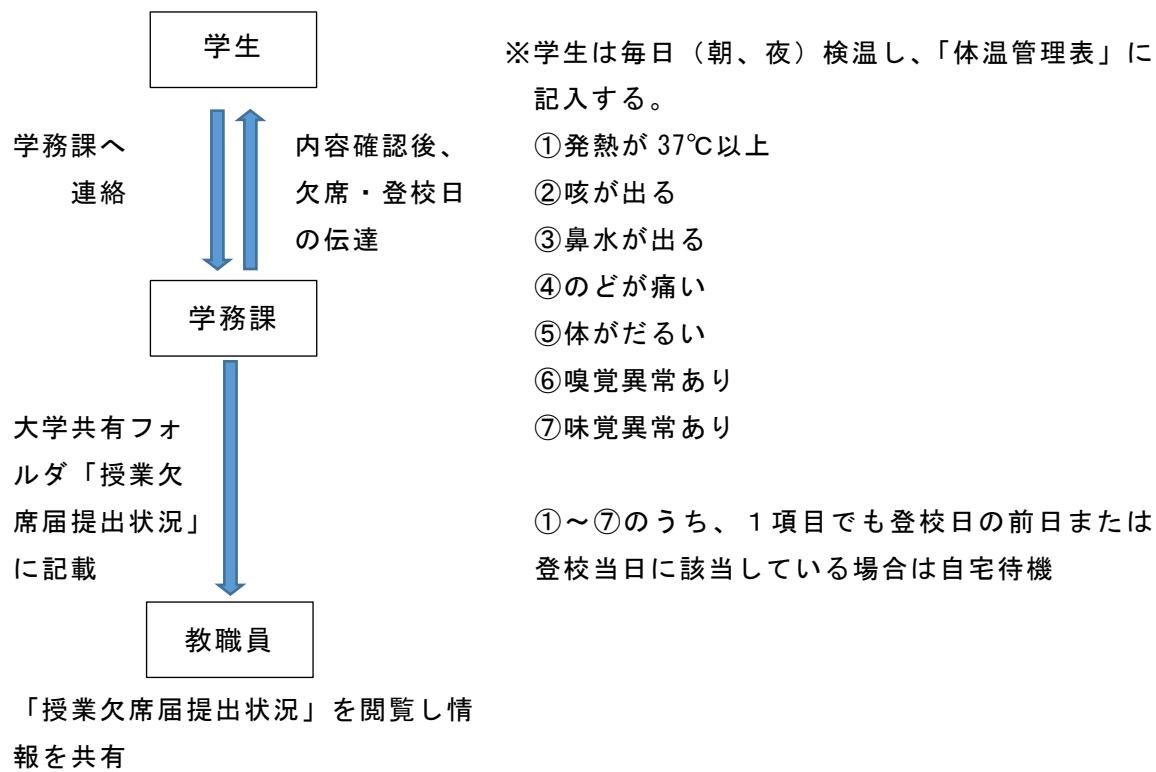
6. 「危機管理基準(別表)」に基づく危険ステージの判断

「別表」の状態が発生した場合は、状況によって定例・緊急の危機管理委員会を招集し、現状分析、判断のもとに「別表」に基づいた危険ステージの判断を行う。

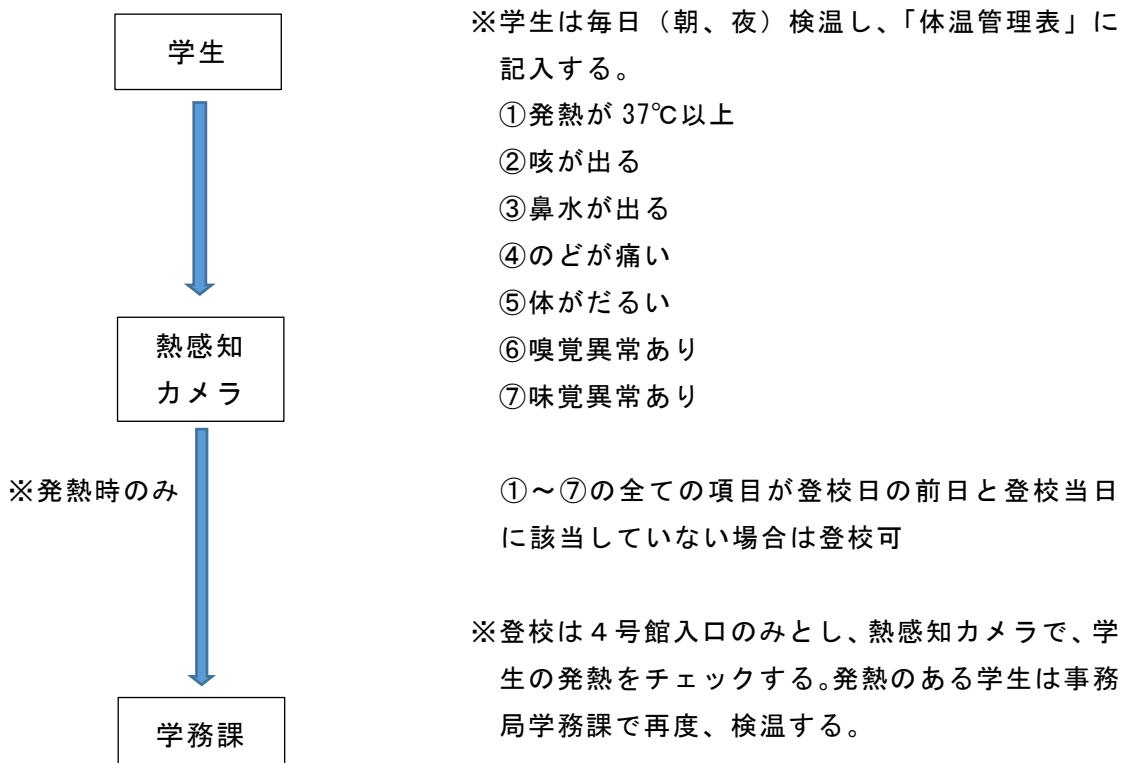
7. 学生の欠席への対応

- 1) 登校日当日に学生から発熱等の連絡があったときは、事務局学務課が自宅待機を指示する。
- 2) 事務局学務課が自宅待機を指示した学生については、「授業欠席届」を学生にFormsから入力させ、学務課にて共有フォルダ内の「授業欠席届提出状況」に記録する。
- 3) 授業担当者は、欠席又は登校禁止となった学生に対して、不利益とならないよう補講又は課題提出等の措置を講じる。具体的な措置については、Office365に掲載する。
- 4) 欠席する要因となった症状が登校日前日と登校日当日に無い場合は登校を認める。症状が無いとは、発熱が37.0度未満で、かつ咳が出ない、鼻水がない、のどの痛みがない、体のだるさがない、嗅覚異常がない、味覚異常がないことを指す。
なお、平熱が高い学生や持病による有症状のある学生については、個別に対応する。

【欠席対応】



【登校許可対応】



8. 感染症予防における教職員の役割

1) 教職員

授業及び個別の関わりにおいて、「体温管理表」の症状がある学生を発見した場合は、健康管理室での相談を促す。

2) 学年担任

- ① 学担は、欠席又は登校禁止の学生の状況を把握し、必要な場合は学科長及び事務局学務課に報告する。
- ② 学担は、学生が登校した時に欠席した期間の履修について指導する。

9. 学外実習における対応

危機管理委員会が学外実習実施の可否を判断し、実施可能となった場合は、以下に従う。

- 1) 学内の対応基準をふまえ、各学科で臨地実習における感染症対応を作成し、実習前に各実習施設と調整・協議を行う。
- 2) 「健康管理票」による学生の健康管理を実習前、中、後を通して行う。
- 3) 個々の学生の実習の可否については、それぞれの実習施設の指示に従う。
- 4) 実習施設側の状況の変化（院内感染の発生など）等があれば、実習施設内の対応マニュアルに従う。また、学科で状況の情報収集に努め、危機管理委員会に報告する。

札幌保健医療大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機管理基準

危険ステージ	基 準	学生への修学 対応	学生生活・活動	校舎等の使用	教職員の勤務 体制	国内外の旅行 (出張を含む)	他団体への 施設貸出
0 通常	—	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1 一部 制限	学生・教職員の居住地(市町村)か ら感染者が発生した場合	感染者拡大防止措置(マスクの着用、手洗いの励行、三密の回避)を徹底し、通常通り	通常の対面授業を実施するが、遠隔受業も視野に入れ準備	①感染拡大防止措置を徹底し、学内での活動は通常通り ②三密のアルバイトは禁止	感染拡大防止措置を徹底し、通常通り	感染拡大防止措置を徹底し、通常通り	感染拡大防止措置を徹底し、通常通り を予約での貸出許可
2 制限 小	学生・教職員の同居者から感染者が発生した等、感染防止に注意が必要な場合	①北海道知事から休業等行動規制の要請があった場合 ②本学において1名の感染者が発生した場合	①遠隔授業を中心とした授業を実施 ②対面授業を一時中断し、その後の対応を協議 ③臨地実習は中止	①対面授業以外は予約での学内活動許可 ②外出は必要のある場合に限る ③三密のアルバイト禁止	感染拡大防止の措置を徹底および座席等の固定、配置変更により使用許可	学科長、領域の責任者、課長の許可のもと一部在宅勤務	不要不急の国内外旅行の自粛
3 制限 中	①北海道知事から休業等行動規制の要請があった場合 ②本学において1名の感染者が発生した場合	①国の特措法に基づき、緊急事態宣言が発出され、北海道が緊急事態措置を実施すべき地域に指定され、北海道知事から休業等行動規制の要請があつた場合 ②本学において、複数(2~4名)の感染者が発生した場合	①遠隔授業は継続して実施 ②対面授業は中止 ③臨地実習は中止 ④登校禁止	①学内での活動禁止 ②不要不急の外出自粛 ③三密のアルバイト禁止	使用禁止	学科長、領域の責任者、課長の許可のもと 在宅勤務	国内外の旅行の禁止 貸出禁止
4 制限 大	本学において、多数(5名以上)の感染者が発生した場合等	①全授業科目体講 ②登校禁止	①学内での活動禁止 ②外出の自粛 ③三密のアルバイト禁止、その他のアルバイト自粛	使用禁止	施設維持管理職員のみ出勤	国内外の旅行の禁止 貸出禁止	
5 活動の 禁止							

※赤枠は2020年6月1日現在の危険ステージを表します。